



東京市民ソーラーファンド 自己募集のご案内

募集期間：2014年7月18日～2014年11月20日

自己募集する営業者： 合同会社 東京市民ソーラー

合同会社 東京市民ソーラーとは、東京を中心とした各地域の市民エネルギー団体が共同して太陽光発電事業を進めていくために設立した会社です。

市民の皆さんからの出資と、地元金融機関の融資を元に、各地域にソーラー発電所を設置・運営していきます。

本資料は、商法535条に規定する匿名組合契約の締結を目的として、合同会社 東京市民ソーラーが作成した資料です。
お申し込みの際には、金融商品の販売等に関する法律第3条の規定に基づく重要事項説明書（契約締結前交付書面）の内容を必ず十分にご確認のうえ、ご出資についてはご自身でご判断ください。
本匿名組合は、出資金の返還及び利益の分配が保証されているものではありません。

お問い合わせ先 合同会社 東京市民ソーラー

住所：〒154-0002 東京都世田谷区下馬1丁目29番6号
TEL:03-3425-8677、090-9965-2374（浅輪） FAX:03-6413-9956 e-mail: tokyo.shimin.solar@gmail.com
（受付時間：土日祝日を除く月～金の9時～17時）

合同会社 東京市民ソーラーが目指すもの

大都市東京の市民の力を合わせて、自らの手でエネルギーを生産しましょう！

脱原発、再生可能エネルギーへの転換のために、
エネルギー大消費地がエネルギー生産の原動力になりましょう！

合同会社 東京市民ソーラーのミッション

- 1) 原発から再生可能エネルギーへの転換の一翼を担い、CO₂削減に貢献する。
- 2) 大都市の消費力を、エネルギーを生み出す投資力として生まれ変わらせる。
- 3) 資金賛同者を募り、原発ゼロ、CO₂削減、創エネ、省エネの運動に寄与する。

「東京市民ソーラーファンド」のコンセプトと仕組み

市民自ら募集活動ができるファンドです

このファンド（匿名組合）は、私たち、「東京市民ソーラー」が、自ら直接、市民の皆さんに、ご出資を働きかけることができるファンドです。

「東京市民ソーラーファンド匿名組合」は、寄付ファンドではなく出資ファンドです。

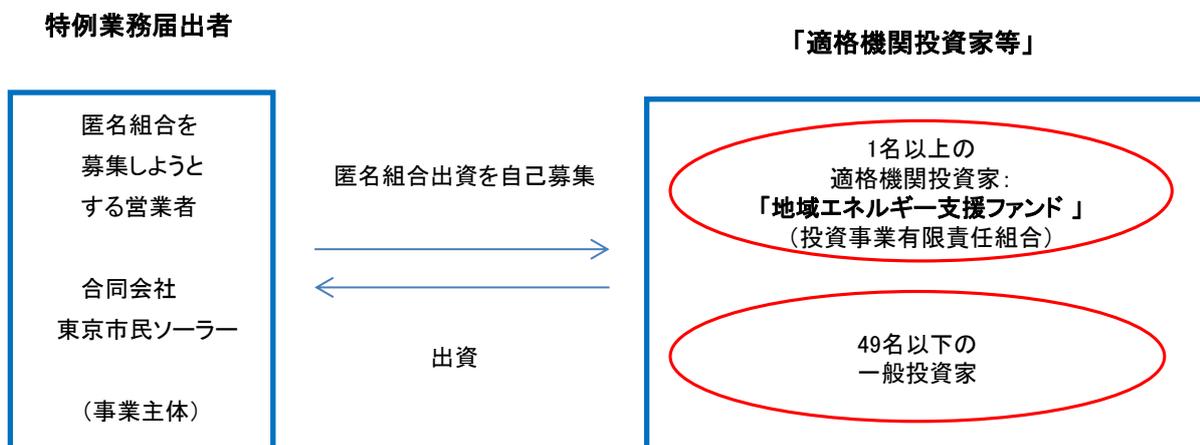
通常、ファンド（匿名組合）の募集は、詐欺などから出資者を守ることを目的とした「金融商品取引法」という非常に厳格な法律により、「第二種金融商品取引業者」や「投資信託会社」といった専門業者にしか認められていません。

しかし、このファンドは、当該法律で特例として認められている「適格機関投資家等特例業務」として、地域金融機関を出資者とする「地域エネルギー支援ファンド」からの出資の事前届出がなされており、専門業者に頼ることなく、私たちが直接、市民の皆さんから資金を募ること（自己募集）が可能です。つまり、この募集活動は、私たちと市民の皆さんとの「顔の見える関係」の中で仲間を拡げ、再生可能エネルギーの普及啓発を進めていく市民活動そのものなのです。

「適格機関投資家等特例業務」に基づく自己募集

「東京市民ソーラーファンド匿名組合」には、適格機関投資家である地域金融機関を出資者とする「地域エネルギー支援ファンド」が、適格機関投資家として出資に応じることを表明しています。

これにより、合同会社 東京市民ソーラーが、「営業者」として、「適格機関投資家等特例業務」を金融庁に届け出ることによって、「特例業務届出者」として、自ら「匿名組合」の自己募集を自由に行うことができるようになっています。



匿名組合とは

匿名組合とは、商法第 535 条から 542 条に規定された契約の仕組みに基づくもので、組合員となる各出資者と事業を行う営業者とが、当事者の一方（出資者）が相手方（営業者）の事業のために出資を行い、その事業から生じる利益の分配を受けることを約する組合です。投資組合としては、最も簡便で一般的な形態です。

組合という名称になっていますが、それ自体は団体ではなく、法的には営業者を意味します。

匿名組合は、営業者と匿名組合員という個々の 2 当事者間において契約がなされます。匿名組合員がまとめて営業者と契約を結ぶわけではありませんので、他の出資者に個人情報が開示されることはありません。ただし、同一の匿名組合の組合員になる出資者は、同一内容の匿名組合契約書によって契約を行います。

匿名組合の特徴として、組合員（出資者）が出資した金額を超える損失を負う責任はありません。また、事業運営に必要となる法的対応や会計処理、各種の事務手続きに関わる必要もありません。その一方、事業運営に関する判断には関与しない仕組みになっています。

匿名組合出資の事業スキームとお金の流れ

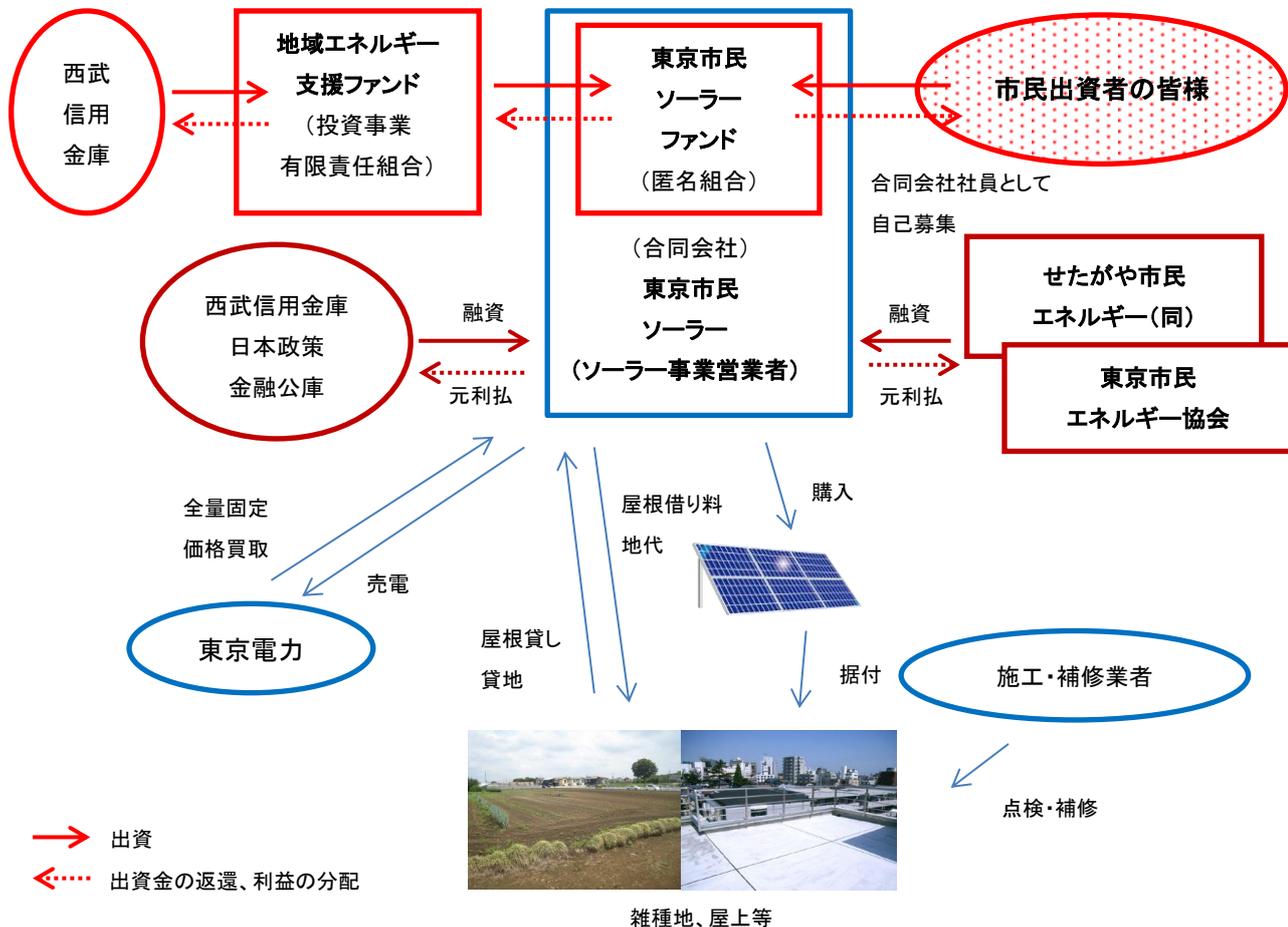
合同会社 東京市民ソーラー（営業者）は、皆様と個々に締結した「匿名組合契約」に基づく出資金と、西武信用金庫や日本政策金融公庫、関連団体等からの融資により、太陽光発電事業を行う予定です。

事業開始後は、固定価格買取制度に基づく東京電力等への売電収入から、金融機関等融資に対する元利払い、各種税金、地代、保険、管理費用等を控除した後、匿名組合契約で定める分配ルールに従って、出資者の皆様に現金の分配を行うこととなります。

ただし、出資金の返還及び利益の分配が保証されているものではありません。

合同会社 東京市民ソーラーは、以下の 2 つの方法で資金調達します。

- ① 適格機関投資家等特例業務の届出による「匿名組合出資」の自己募集
- ② 西武信用金庫や日本政策金融公庫、関連団体等からの融資



営業者（合同会社）の概要

商号	合同会社 東京市民ソーラー
設立日	2014年7月1日
資本金	20万円
適格機関投資家等特例業務届出口	関東財務局東京財務事務所接受 2014年7月17日
社員	せたがや市民エネルギー 合同会社 須藤 悦子（「東京市民エネルギー協会」会長、 NPO法人 中野・環境市民の会 副理事長） 都甲 公子（「東京市民エネルギー協会」理事、 NPO法人 こだいらソーラー 代表） 大嶽 貴恵（「東京市民エネルギー協会」理事、 NPO法人 エコメッセ 理事長） 竹村 英明（「東京市民エネルギー協会」副会長、 エナジーグリーン 株式会社 取締役副社長） 新藤 絹代（「東京市民エネルギー協会」理事、 NPO法人 元気力発電所 理事長） 一般社団法人 ソーシャルファイナンス支援センター
運営体制	代表執行役員 浅輪 剛博（せたがや市民エネルギー 合同会社 代表社員） 執行役員 須藤 悦子（「東京市民エネルギー協会」会長、 NPO法人 中野・環境市民の会 副理事長） 執行役員 澤山 弘（一般社団法人 ソーシャルファイナンス支援センター 代表理事） 執行役員 唐木 宏一（一般社団法人 ソーシャルファイナンス支援センター 専務理事）
事業内容	1.太陽光発電事業 2.前号に必要な契約の締結、3.銀行取引および前各号に必要な資金の調達および金融取引、4.前各号に付随する一切の業務
本社所在地	〒154-0002 東京都世田谷区下馬一丁目29番6号 TEL:03-3425-8677、090-9965-2374(浅輪) FAX:03-6413-9956 e-mail: tokyo.shimin.solar@gmail.com

太陽光発電事業の概要

投資対象事業は、固定価格買取制度に基づく 20 年間の買取保証がついた太陽光発電事業です。

東京都内及び近隣県において、屋根借りまたは借地（野立て）により、総計 250kW 程度の太陽光発電装置を設置する計画です。事業の内容・規模は下掲の概要表のとおりです。

資金調達は、「東京市民ソーラーファンド匿名組合」（本ファンド）からの出資、および西武信用金庫、日本政策金融公庫、関連団体等からの融資借入れを予定しております。

なお、この募集開始時点では、東京電力への系統連系（接続）に係る負担金額、並びに接続時期が確定していません。負担金額が大きく増加した場合または接続時期が大幅に遅延する場合には、投資対象事業を取りやめる可能性もあります。

発電所名	合同会社 東京市民ソーラー 発電所
事業予定地	東京都内及び近隣県において、屋根又は土地を賃借します。(現在、数か所交渉中)
設置面積	計4,000㎡程度
発電能力	最大出力 計250kW程度（認定出力 計220kW程度）
太陽光パネル	未定
施工事業者	未定
事業開始予定	2015年1月（売電開始予定 2015年6月）
事業費予定額	最大で総額7750万円程度(予定)
資金調達の内訳（予定）	東京市民ソーラーファンド匿名組合 約1500万円(期間12年) 西武信用金庫、日本政策金融公庫、関連団体等からの融資 計約6250万円（期間12年～20年）

出資者には、事業報告書や通信を定期的にお送りします。また、太陽光発電所の現地見学と出資者同士の交流を兼ねたツアーも計画しています。

こうしたことを通じて、脱原発、再生可能エネルギーへの転換を図る市民の輪を広げていきたいと考えています。

「東京市民ソーラーファンド匿名組合」 募集要項

市民出資ファンドの名称	東京市民ソーラーファンド匿名組合
自己募集する営業者	合同会社 東京市民ソーラー
募集総額	最大1,500万円程度
申込単位／募集人数 ※1	1口10万円(1口以上)／49名以内
目標年間分配利回り ※2	1.8% (保証するものではありません。)
現金分配対象計算期間	2015年6月1日(予定)から2027年5月31日(予定)まで (12年間)
契約期間 ※3	本契約締結日から2028年5月31日まで
分配金支払日	毎年8月中(2016年以降を予定)
募集期間 ※4	2014年7月18日～2014年11月20日
払込期間	2014年12月5日～2014年12月15日
投資対象事業	東京都内及び近隣県における太陽光発電事業
中途解約	原則として中途解約は認められません。

詳しくは重要事項説明書（契約締結前交付書面）でご確認ください。

※1 申込みは先着順による受付としますが、申込金額は募集終了後調整させていただくことがあります。

※2 目標年間分配利回りは、事業計画上の目標値ですので、これを保証するものではありません。なお、この目標数値は事業が計画通りに進んだ場合の現金分配額を、1年満期の預金と見立てた場合の利率に相当します。また、これは税金及び振込手数料を引く前の数値です。

※3 現金分配の対象計算期間終了時に利益分配額が計画よりも不足している場合は、契約期間満了まで最長1年間期間を延長して追加の分配をします。

※4 募集予定額に達し次第募集を終了します。ただし、申込が募集総額に達しない場合は申込期間が延長される場合があります。また予告なく募集を終了することもあります。

「東京市民ソーラーファンド」募集と事業の流れ

2014年7月18日	2014年11月20日	2014年12月15日	2015年1月1日	2015年4月30日	2015年5月31日	2015年6月1日	～	2027年5月31日	～	2028年5月31日
募集開始	募集終了	払い込み終了	太陽光発電装置建設開始	同完了	東京電力連系完了(予定)	発電/計算期間開始(予定)	～	発電/計算期間終了(予定)	～	契約終了
募集期間			発電装置建設期間			発電・運転期間/現金分配対象計算期間				
匿名組合契約の締結			契約期間							

2014年7月18日以降11月20日まで募集を行い、募集終了後、12月5日から12月15日までに出資金を払い込んでいただきます。

ただし、本募集に基づく出資金の総額および金融機関等からの借入れ金額を含む資金調達の総額が、本事業に必要な金額に満たない場合は、営業者は、この匿名組合契約を解除することができます。

なお、この募集開始時点では、発電予定地は確定しておらず、東京電力への系統連系(接続)に係る負担金額、並びに接続時期は確定していません。負担金額の大幅な増加または接続時期の未確定ないし大幅遅延により、本事業の投資資金回収に支障があると営業者が判断した場合には、投資対象事業を取りやめてこの匿名契約を解除する可能性もあります。

2015年1月1日以降、太陽光発電装置の建設を順次開始し、4月30日までに完了させたのち、5月31日までに東京電力への系統連系(接続)を完了させ、6月1日からは電力供給を開始する予定です。

ただし、営業者の判断により、金融機関等からの借入れをもとに、太陽光発電装置の建設を2015年1月1日より早める可能性もあります。個別の太陽光発電装置の建設完了は、4月30日を予定しておりますが、電力供給の時期が6月1日より遅れる可能性もあります。

2015年6月1日から2027年5月31日までが現金分配の対象計算期間となりますが、対象計算期間終了時に利益分配額が計画よりも不足している場合は、契約期間満了日まで最長1年間期間を延長して追加の分配をします。

出資金の返還と利益の分配について

詳しくは、重要事項説明書（契約締結前交付書面）により契約内容を十分にご確認ください。

1. 分配の優先順序

太陽光発電事業から生じる毎年の事業収益は、下記の順序で分配されます。

- ① まず、金融機関融資および関連団体融資への元利息を優先的に支払います。
- ② 次に、本匿名組合出資者に分配します。
- ①、②の後、残余额がある場合のみ、営業者に分配します。

損失が生じた場合は、逆に、

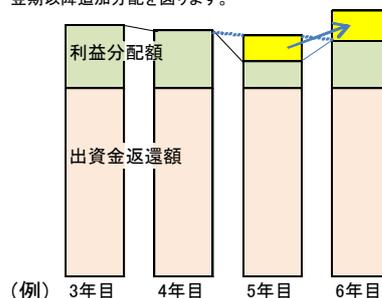
- ① 本匿名組合出資者、
- ② 金融機関融資および関連団体融資の順に負担しますが、本匿名組合出資者の損失負担は出資額の範囲内となります。

2. 利益の追加分配の仕組み

単年度で利益不足や損失が生じたとしても、翌期以降の現金分配原資から、出資者に過去の支払い不足分や損失負担部分を優先して追加分配することで、単年度の不足や損失を挽回することが可能な仕組みにしています。

（追加分配のイメージ図）

単年度に利益不足が生じたり損失を負担した場合には、翌期以降追加分配を図ります。

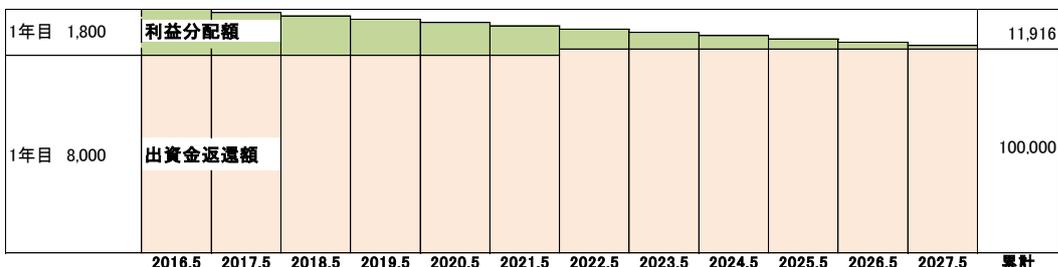


出資者への現金分配金について

出資者には、事業の収入から管理費用や金融機関等への元利息の支払い等を差し引いた現金分配原資をもとに、「出資金の返還金」と「利益の分配金」という2種類のお金を合わせた現金が分配されます。2016年より毎年一回5月末を決算期日として8月末までに現金分配を行う計画です。ただし、計画したとおりに分配金を受領できないおそれ、および出資金の一部または全部を回収できないおそれがあります。

「現金分配基準表」に基づく現金分配目標額の推移と累計について 一口100,000円の場合
 （現金分配計画）出資金は、1年目から6年目まで8.00%（ $=100 \times 0.48/6$ ）、7年目から12年目まで8.67%（ $=100 \times 0.52/6$ ）ずつ返還、
 利益分配目標利回りは、1年目から12年目まで、各年の出資金期初残高に対して1.80%（期中平残利回り2.12%）

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	累計
出資金期初残高	100,000	92,000	84,000	76,000	68,000	60,000	52,000	43,333	34,667	26,000	17,333	8,667	
出資金期末残高	92,000	84,000	76,000	68,000	60,000	52,000	43,333	34,667	26,000	17,333	8,667	0	
出資金期中平残	96,000	88,000	80,000	72,000	64,000	56,000	47,667	39,000	30,333	21,667	13,000	4,333	
出資金返還額	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,667	8,667	8,667	8,667	8,667	8,667	100,000
利益分配額	1,800	1,656	1,512	1,368	1,224	1,080	936	780	624	468	312	156	11,916
現金分配総額	9,800	9,656	9,512	9,368	9,224	9,080	9,603	9,447	9,291	9,135	8,979	8,823	111,916



上記の現金分配計画図は、本書作成日時時点の事業計画と契約上の分配ルールに基づいて作成したものですので、将来の現金分配額を保証するものではありません。

詳しくは重要事項説明書（契約締結前交付書面）でご確認下さい。

「東京市民ソーラーファンド」お申込にあたっての注意事項

リスクについて

本匿名組合出資は、一定の利益の分配及び出資金の返還を保証しているものではありません。本匿名組合出資金の一部あるいは全部に損失が生ずる可能性が存在します。本匿名組合は、営業者の業務又は財務状況の変化を直接の原因として損失が生じるおそれがあります。主な損失リスクは以下のとおりです。但し、全てのリスクを網羅しているわけではありません。詳しくは、必ず重要事項説明書（契約締結前交付書面）をご覧ください、必要に応じて専門家に相談するなど慎重に検討した上で、自らの責任において、投資判断を行って下さい。

○太陽光発電事業への投資に関するリスク

本匿名組合は、営業者が実施する太陽光発電事業への投資を行います。したがって、本匿名組合の営業者である合同会社 東京市民ソーラーの業務または財務状況の悪化を直接の原因として、計画した現金分配金を受領できないおそれ、並びに出資金の一部または全部が回収できないおそれがあります。

○営業者の倒産に関するリスク

本匿名組合にかかる財産の所有権はすべて営業者である合同会社 東京市民ソーラーに帰属し、匿名組合員である出資者は、営業者が所有する財産に関して持分または所有権その他のいかなる権利も有しておりません。すなわち、出資者は、他の一般債権者に優先するものではなく、営業者に対して、他の一般債権者と同等の債権を有しているにすぎません。したがって、営業者である合同会社 東京市民ソーラーについて、破産等の法的整理手続が開始された場合には、出資者は他の債権者と同等の地位において平等の割合による弁済を受けることになるため、計画した現金分配金を受領できないおそれ、並びに出資金の一部又は全部が回収できないおそれがあります。

○リスク項目一覧

詳しくは重要事項説明書（契約締結前交付書面）でご確認ください。

A. 本事業の構造に含まれるリスク

(a) 売上の減少	i 発電設備設置工事完成の不能、遅延、または電力会社による接続工事の遅延 ii 日照時間及び日射量等の変動 iii 電力会社等との契約の変更 iv 設備の発電出力の低位または低下
(b) 費用の増大	i 設備・工事の調達価格の変動 ii 修繕・保守費用の変動 iii 敷地管理費用等の増大
(c) 収益率の減少	金融債務の事業計画対比増大

B. 一般的な不測事態リスク

(a) 突発的な多額出費または債務	i 災害の発生可能性 ii 損害賠償の発生の可能性
(b) 営業者の状況の悪化	i 財務の破綻及び倒産の可能性 ii 健全な経営判断がなされない可能性
(c) 法規制の変化	i 業に関する法規制の変化の可能性 ii 税制の変更、解釈相違による更正処分の可能性

C. 他の一般的有価証券と比べた場合の制約

(a) 出資金の流動性の制約
(b) 投資運用への影響力の制約

○流動性リスク

本匿名組合への出資金は、払い込みを行った日から最終償還日まで中途での全部解約又は一部解約による払い戻しはできません。また、原則として、出資者たる地位を第三者に譲渡することはできません。

「東京市民ソーラーファンド」手数料等の費用について

本匿名組合契約の締結後、出資金の払い込み時に、以下に記載の手数料を営業者にお支払いいただきます。

○申込手数料

出資口数にかかわらず一律 5,000 円（消費税別途）

○譲渡手数料

原則として譲渡できませんが、やむを得ない事由により本匿名組合出資を譲渡する場合（かかる譲渡には営業者の承諾が必要となります。）、出資者は、5,000 円（消費税別途）を営業者に支払うものとしします。また、振込手数料、郵送料等譲渡に係るその他の費用も、別途営業者に支払うものとしします。

○振込手数料

出資者による出資金の支払、営業者による利益分配金の支払、出資金の返還、及び譲渡金の支払時における振込手数料は、出資者にご負担いただきます。

○解約手数料

出資金額および申込手数料の振込みが本匿名組合契約が定めた日から 10 日以内になされない場合、営業者は本匿名組合契約を直ちに解除し、かつ出資者に対し、出資金額の 6%相当額の違約金を請求することができます。

○書面による解除(クーリングオフ)時の手数料

出資者が本匿名組合契約を締結し契約書を受領した日から 10 日間を経過するまでの間に、営業者に書面による解除を申し出た場合、本匿名組合契約を解除することができます。

お申し込み方法

資料の請求	電話・FAX・ウェブサイトから資料をご請求下さい。「資料セット」を発送いたします。
資料セットの確認	「資料セット」の同封物がすべてそろっているかご確認ください。
出資内容の確認	資料セットに同封されている「重要事項説明書(契約締結前交付書面)」と「匿名組合契約書」を十分にお読みいただき、出資の内容をご確認下さい。
書類への記入	下記の2点に必要事項をご記入下さい。 ・「投資方針確認書」 ・「匿名組合契約書」2通
本人確認資料の用意	ご本人様を確認できる資料として、下記のいずれか1点をご用意下さい。 ・運転免許証(コピー) ・健康保険被保険者証(コピー) ・印鑑証明書写し(取得6ヶ月以内) ・住民票写し(取得6ヶ月以内)
契約申し込み	下記の3点がすべてそろっていることを確認し、返信用封筒に入れて投函して下さい。 ・「投資方針確認書」 ・「匿名組合契約書」1通（もう1通は、お手元にご保管ください。） ・「本人確認資料」
契約書の受取り	弊社にて書類確認の後、「払い込みのご案内」を送付いたしますので、お受け取り下さい。
入金手続き	期日までに、「払い込みのご案内」に記載されている弊社指定口座にご入金下さい。
手続き完了	弊社にて入金確認の後、「払い込み確認および契約完了のお知らせ」をお送りいたします。